業務委託契約書

株式会社 北栄 御中

合同会社夢幻

業務委託 契約書

令和3年6月　　日

委託者：株式会社 北栄（以下「甲」という。）と、受託者：合同会社夢幻とは、甲が乙に委託する業務に関し、本契約冒頭の日付において、以下のとおり業務委託契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

また、「業務委託契約書」及び「秘密情報・個人情報の取り扱いに関する契約書」は、本契約書を添付した電子メール上で、双方が合意した旨の連絡を確認した時をもって有効とし、甲乙の合意の証とする。

# 第１条　定義

本契約中に用いられる以下の用語は、以下の意味を有するものとする。

１　「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律に定める個人情報をいう。

２　「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権（これらを受ける権利を含む。）、著作権、ノウハウ、営業秘密、その他のあらゆる知的財産権を意味する。

３　「納品物」とは、乙が甲に納品すべきものとして、本契約に定めるものをいう。

４　「本件業務」とは、本契約に基づいて甲が乙に委託する業務を意味し、具体的な業務の内容は第３条で定められるものとする。

# 第２条 目的

１　甲は、ホームページの制作業務(以下「本業務」という)を乙に委託し、乙はこれを受託する。

２　甲は、乙が本業務を遂行するに際して、必要な協力を行う。

# 第３条　業務内容

本契約に基づき委託される本件業務の詳細は以下のとおりとする。

## １　業務内容：

コーポレートサイト~~及び採用サイト~~制作~~全般~~

## ２　納品物：

コーポレートサイト~~及び採用サイト~~

３　納品期日：契約締結後、乙が甲から制作に必要なすべてのデータを受け取った時点を起算日として1か月以内

※ただし、制作内容の変更などがあった場合その限りではない

## ４　納品方法：

サイトを作成し納品、関連電子データはファイルにまとめ納品

# 第４条　委託料

別途、最新の見積書にて定める通り。

# 第５条　契約の変更

甲及び乙は、必要ある場合、書面により契約の内容を変更することができる。また、これによって価格および納期の変動を生ずる場合は両者協議のうえ決定する。

# 第６条　仕様の提示

１　甲は文書にて、乙に納入物の満たすべき仕様を提示する。

２　乙が、甲より提示された仕様を満たせないと判断した場合は、すみやかに甲に告知する。

# 第７条　業務

乙が甲に提供する業務は下記の通りとする。

１　甲より提示された仕様に従い、甲から提供されるテキスト原稿、画像等のデータと、乙指定によるデザイン・レイアウトデータ、および画像データ、スクリプト等と組み合わせて、ホームページを制作すること。

２　既存の写真・画像等のスキャン（デジタライズ）。

３　上記1により制作したホームページの内容を、甲からの指示に基づき更新すること。

ただし、上記のうち、見積書または第３条に記載されていない内容については委託の範囲外とする。

# 第８条　制作期間

１　ウェブコンテンツの制作期間は、乙が甲から制作に必要なすべてのデータを受け取った時点を起算日として計算する。ただし、この起算日よりも遅い日に制作に着手する旨の記載が、見積書または第３条にある場合は、そこに記載された着手日付を起算日とする。

２　甲からの指示により、見積提出後に制作内容に変更があった場合、見積書に記載された起算日及び制作期間、納期は無効とし、改めて両者協議の上で定める。

# 第９条　制作物の納品

１　乙が甲に制作物の納品を行う前に、甲はインターネット上にて制作物の確認をするものとする。制作物確認依頼の案内は、電子メール等の手段によって通知する。

２　甲は、制作物の確認依頼通知を受領後すみやかに、その内容の確認を行うものとする。甲からの乙への確認通知は上記確認依頼通知への返信メール、または文書等により行う。確認依頼通知の受領後7日以内に乙宛への連絡が無い場合は、甲により制作物の内容が承認されたものとする。

３　***納品後の修正****は、全て乙が行うこととし、料金は制作実績のもと、お互いの協議のうえで適正な価格を算出するする。乙はこれを責任を持って行うものとする。*

# 第１０条　更新サービスの利用

甲が制作完了後の更新を希望する場合は、乙所定の申込書に必要事項を記入の上、提出する。

# 第１１条　制作料金

１　甲は、納入物の対価として、乙からの請求にもとづき、その制作等に関する料金及び消費税相当額を別途乙に支払うものとする。

２　本契約に基づく料金額は、乙のホームページ上、または資料内の料金表及び見積書に定める通りとする。なお、契約期間中においては乙は、ホームページ上及び資料内の料金表については、予め告知することによって価格変更をできるものとする。

３　料金の支払は、着手金として制作費の50％を契約締結後に、残金を納品完了後に、乙指定の決済システムを利用して支払うこととする。銀行振り込みの場合、振込手数料は甲の負担とする。

ただし、乙が見積書または第３条にて、料金の支払い条件を別途明示している場合は、その記載を優先する。

# 第１２条　制作物の返品・再作成

１　納品物が甲の提示した仕様を満たさない場合、それが乙の故意または重大な過失に帰するものである場合に限り、乙の負担にて再作成を行う。

２　甲が乙に提示した情報または指示の誤りに起因して再作成を行うこととなった場合には、予め定めた制作料金のほかに、甲は乙に、乙が合理的な根拠に基づいて計算した追加料金を支払う。

４　画像スキャンは、デジタルデータ化された画像の発色や鮮明度等に原稿と多少の差異が生じる場合があるが、これは乙の責任範囲外とする。

# 第１３条　通知

１　一方から他方への通知は、電子メールまたは文書等、社会通念上適当と判断される通信手段により行うものとする。

２　前項の規定に基づき通知を電子メールにより行う場合には、当該通知はインターネット上に配信された時をもって配信されたものとする。

# 第１４条　知的所有権

１　本契約に基づくホームページの制作に必要なHTMLデータ、および画像データ、スクリプト等の一切の制作物（以下「制作物」という）に関する所有権は乙に帰属する。甲が提出した仕様書、テキスト原稿、画像等に関する所有権は甲に帰属する。

２　制作途中に制作案等の用途に使用して、納品物として採用されなかった制作物に関する所有権及び使用権は乙に帰属する。

３　乙は、甲が制作物をインターネット上に公開する目的で使用することを許諾する。

４　乙は、制作物を自らが制作したものであると公開することができる。

５　甲は、乙の文書による同意なしに上記2および3で定める制作物の使用権、改変権を第三者に譲渡、移転、またはその他の処分を行うことはできない。

# 第１５条　申込後の取消、修正、解約

１　甲が、乙によるホームページの制作開始後に申込の取消を行う場合、甲は、乙が合理的な根拠に基づいて計算した制作途中までの作業料金及び乙が本契約の遂行のために負担した実費をすみやかに支払う。

２　甲が、申込後に仕様の修正を行う場合、乙は再見積を提出することができる。見積の内容で合意できない場合は、甲は上記1の取消と同様の条件によって計算した金額を支払い、契約を解除することができる。

# 第１６条　責任制限

乙は、制作物自体または制作物の使用から直接的または間接的に生じたいかなる損害についても、乙に故意または重大な過失がある場合を除いては、一切責任を負わない。また乙が責任を負う事態が生じた場合でも、制作代金のうち該当部分の金額を超えて責任を負わない。

# 第１７条　禁止行為

甲及び乙は、以下に該当する行為をしないことを承諾するものとする。なお、いずれか一方が下記に反した行為を行った場合、あるいは下記に反する行為を行う恐れがあると相手方が判断した場合、相手方は、相当な期間を定めて催告の上、本契約を解除することができる。

１　相手方または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害しまたは侵害するおそれのある行為。

２　相手方または第三者を誹謗中傷し、または名誉を傷つけるような行為。

３　相手方または第三者の財産、プライバシーを侵害し、または侵害するおそれのある行為。

４　公序良俗に反する内容の情報、文書および図形等を他人に公開する行為。

５　法令に違反するもの、または違反するおそれのある行為。

６　その他相手方が不適切と判断する行為。

# 第１８条　期限の利益の喪失について

甲に次の各号のいずれかに該当する事実があった場合、甲は乙に対する債務の一切の期限の利益を喪失し、乙は催告することなく利用契約を解約することができるものとする。

１　本契約に基づく制作代金の支払いを遅延したとき及び履行しないとき

２　支払いの停止、又は破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、会社整理開始、もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき

３　振り出した手形、又は小切手が不渡りとなったとき

４　第17条の禁止行為を行なったとき、その他本契約に違反したとき

５　甲としての地位が失われたとき、又は不明となったとき

# 第１９条　条項の無効について

万が一、裁判所によって本契約の各条項が無効、違法または適用不能と判断された場合においても、当該条項を除く他の条項の有効性、合法性、および適用可能性には、なんらの影響や支障が生じるものではない。

# 第２０条　機密保持

甲および乙は、本契約に関連して知り得た相手方または相手方の顧客の技術上、販売上その他業務上の機密を、本基本契約の存続期間中はもとより本基本契約終了後といえども第三者に漏洩してはならないものとする。

# 第２１条　準拠法について

本契約に関する準拠法は、日本法とする。

# 第２２条 有効期間

本契約の有効期間は、本契約締結の日から委託業務が終了するまでとする。

# 秘密情報・個人情報の取り扱いに関する契約書

# 第１条　定義

この契約書において、次の用語はそれぞれ下記の意味を有します。

１　「秘密情報」とは、甲乙または甲乙の顧客の保有する技術、営業、経営、財務、その他一切の情報をいいます。ただし以下のものは秘密情報に含まれません。

一　開示の時点で既に公知であった情報

二　開示後に甲乙の責によらず公知となった情報

三　開示後に甲乙が守秘義務を負うことなく適法に取得した情報

四　提供を受けた情報によらず甲乙が独自に開発した情報

２　「個人情報」とは、「JISQ15001:2006　個人情報保護に関するコンプライアンス･プログラムの要求事項」（改定された場合は後継の版のもの）に定義されるもの、または「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に定義されるもののいずれか意味の広いものをいいます。

３　「本件情報」とは、甲が乙に、または乙が甲に開示し、預託する秘密情報または個人情報をいい、電子データ、紙その他の媒体を問わないものとします。

# 第２条　本件情報の使用目的

甲乙は、次の目的で本件情報を使用するものとし、これ以外の目的で使用し、または加工してはならないものとします。

甲乙間で締結された契約書に記載された業務を遂行するため

# 第３条　本件情報の漏洩防止、盗用禁止

甲乙は、本件情報を秘密として保持し、本件情報が第三者に漏洩し、または盗用されることを防止するため適切な措置（次の各号の事項を含むがこれに限られません）を講じるものとします。

１　本件情報の管理責任者を決めること。

２　本件情報にアクセスできる担当者を限定すること。

３　本件情報をＩＤ、パスワードで管理し、または施錠可能な金庫、引き出し等に保管すること。

# 第４条　本件情報の複写、複製

甲乙は、第２条の使用目的であるとないとに関わらず、本件情報を複写し、または複製するときは、事前に承諾を得るものとします。

# 第５条　本件情報の返還・消去・廃棄に関する事項

甲乙は、甲の要求があったときは、甲の指示にしたがい、乙の要求があったときは、乙の指示にしたがい、本件情報を返還し、消去し、または廃棄するものとします。

# 第６条　報告・監査

１　甲乙は、１年に１度、または要求があったときは、本件情報の取扱状況に関して報告するものとします。

２　甲乙は、本契約の内容が遵守されているかどうかを確認するため、立ち入り監査できるものとし、乙は甲から、または甲は乙から要求があったときはこれに応じるものとします。

３　第１項の報告または前項の監査により、甲乙が契約内容を遵守していないことが確認されたときは、改善を要求し、甲乙はこれに応じなければならないものとします。

# 第７条　事件・事故発生

１　甲乙の情報システムにおいて、下記の事態（以下「セキュリティ事件･事故」という）が発生し、これにより本件情報が漏洩し、消失し、またはそのおそれが生じたときは直ちに連絡するものとします。

一　甲乙の情報システムに対する不正アクセス、社員による情報漏洩、ウイルス感染、なりすまし、使用不能攻撃、ハードウェア紛失等

二　甲乙のシステム・ネットワークの故障、損壊、電源異常、熱暴走、天災による機器損壊　等

２　前項の場合、甲および乙は、自己の責任の有無に関わらず、セキュリティ事故の解決に協力して対処するものとします。

３　本件情報が何らかの経路で漏洩したとき、それが甲乙から漏洩したかどうか定かでない場合であっても、甲の要請があったときは、乙は問題の解決に、乙の要請があったときは、甲は問題の解決に協力するものとします。

# 第８条　損害賠償

甲乙が本契約に違反して本件情報が漏洩した場合、生じた損害を賠償するものとします。

# 第９条　管轄裁判所

本契約に関連して甲乙間に紛争が生じた場合、乙所在の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上